

## 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和7年5月25日以前）

(趣旨)

**第一条** この規則は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壤基準)

**第三条** 条例第六条の土壤基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壤基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

**第四条** 条例第八条第一項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社
  - 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区、同法第七十七条第二項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第九十五条第一項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第三条に規定する資格を有する者
  - 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により知事の認可を受けた者、同法第十四条第一項の規定により設立された地区画整理組合及び同法第五十一条の二第一項に規定する認可を受けた株式会社
  - 四 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
  - 五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
  - 六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
  - 七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
  - 八 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）に規定する日本下水道事業団
  - 九 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものをお出資している法人であって、知事が地方公共団体に準ずる者として認定した者
- 2 前項第九号の規定による認定を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書(別

記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
  - 二 法人の登記事項証明書
  - 三 直近三年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
  - 四 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類
- 3 知事は、前項の申請が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるとときは、地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。
- 一 土壤の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みのあること。
  - 二 特定事業を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること。  
(法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等)
- 第五条** 条例第八条第一項第三号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。
- 一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の認可を受けた採取計画(同法第三十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。)に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
  - 二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の認可を受けた採取計画(同法第二十条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。)に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等
  - 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等  
(許可を要しない土砂等による埋立て等)

- 第六条** 条例第八条第一項第五号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。
- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
  - 二 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等  
(許可の申請)

**第七条** 条例第八条第二項の申請書は、特定事業許可申請書(別記様式第二号)とする。

- 2 条例第八条第二項第十号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人にはあっては、その役員の氏名及び住所
  - 二 施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- 3 条例第八条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 特定事業区域の位置を示す図面
  - 二 特定事業区域の付近の見取図
  - 三 土砂等埋立等区域の見取図
- 四 条例第八条第一項に規定する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し
- 五 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び法人の役員の全員の住民票の写し
- 六 特定事業施工に係る資金調達計画書（別記様式第三号）
- 七 申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書（別記様式第四号）、直近三年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 八 申請者が法人である場合にあっては、直近三年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 九 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図の写し又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 十 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- 十一 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
- 十二 施工管理者の住民票の写し
- 十三 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- 十四 特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- 十五 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- 十六 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- 十七 条例第九条第三項の特定事業が規則で定める規模を超える場合において、土砂等による埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行うときは、当該安定計算を記載した書面

十八 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）

十九 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面

二十 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類

二十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
(許可の基準)

**第八条** 条例第九条第一項第三号の規則で定める技術上の基準は、別表第二のとおりとする。

2 条例第九条第一項第四号の土地の所有者の承認は、特定事業に係る土地所有者の承認書（別記様式第五号）により行うものとする。

3 条例第九条第三項の規則で定める規模は、土砂等による埋立て等の高さ（特定事業により生じる法（のり）面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）が十五メートルを超えるものであることとする。

（変更の許可の申請等）

**第九条** 条例第十条第一項本文の規定による変更の許可を受けようとする者（以下「変更申請者」という。）は、特定事業変更許可申請書（別記様式第六号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 第七条第三項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するもの  
二 変更申請者が個人である場合にあっては、第七条第三項第七号に掲げる書類（本項又は条例第八条第三項の規定により既に提出されたものを除く。）  
三 変更申請者が法人である場合にあっては、第七条第三項第八号に掲げる書類（本項又は条例第八条第三項の規定により既に提出されたものを除く。）

2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。  
一 特定事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）  
二 条例第八条第二項第六号の特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）  
三 施工計画の変更（前二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）  
3 条例第十条第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 変更の内容及びその理由
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が定める事項
- 4 条例第十条第三項の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書（別記様式第七号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- 一 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し
  - 二 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（代表者の氏名の変更については、次号に規定する場合を除く。）にあっては、法人の登記事項証明書
  - 三 法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し
- （土砂等の搬入の事前届出）

- 第十条** 条例第十二条第一項の規則で定める土砂等の数量は、五千立方メートルとする。
- 2 条例第十二条第一項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第八号）を提出して行うものとする。
- 3 条例第十二条第二項の規則で定める特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第九号）によるものとする。
- 4 条例第十二条第二項の規則で定める特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壤基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壤検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第十号）並びに計量士（計量法（平成四年法律第五十一号）第一百二十二条第一項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第十八条第一項第二号において同じ。）が発行した土壤検査証明書（別記様式第十一号。第十八条第一項第一号において単に「土壤検査証明書」という。）とする。
- 5 前項の搬入しようとする土砂等の土壤検査は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。
- 6 条例第十二条第二項第二号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 採石法
  - 二 砂利採取法

7 条例第十一條第二項第二号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であること  
を証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様式第十二号）又はこれに準ずる書面  
とする。

（土砂等の性状の基準）

**第十一條** 条例第十一條第三項第三号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生  
資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表  
第一上欄に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土（これらにセメン  
ト、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。  
(特定事業の完了等の手続)

**第十二条** 条例第十二条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定  
める届出書を提出して行うものとする。

- 一 特定事業を完了したとき 特定事業完了届出書（別記様式第十三号）
  - 二 特定事業を廃止し、又は休止したとき 特定事業廃止（休止）届出書（別記様式第十四号）
  - 三 休止した特定事業を再開しようとするとき 特定事業再開届出書（別記様式第十五号）
- 2 前項第一号及び第二号の届出書には、特定事業区域の出来形に関する図面（前項第二号の届出  
書にあっては、特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生  
を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。

（地位の承継の届出等）

**第十三条** 条例第十三条第二項の規定による届出は、特定事業地位承継届出書（別記様式第十六号）  
に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 承継した者が個人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる書類
    - イ 被相続人との続柄を証する書類
    - ロ 第七条第三項第四号、第六号及び第七号に掲げる書類
    - ハ 第七条第三項第二十号に掲げる書類（条例第八条第三項（条例第十条第六項において準用  
する場合を含む。）の規定により既に提出されたものを除く。）
  - 二 その他知事が必要と認める書類
- 二 承継した者が法人である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる書類
  - イ 合併契約書又は分割契約書の写し
  - ロ 吸収合併又は吸收分割により特定事業の全部を承継した法人にあっては、第七条第三項第  
五号、第六号及び第八号に掲げる書類並びに現に行っている事業の概要を説明する書類

- ハ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、第七条第三項第五号及び第六号に掲げる書類
  - ニ 前号ハに掲げる書類
  - ホ その他知事が必要と認める書類
- (特定事業に係る標識の掲示)

**第十四条** 条例第十五条第一項の標識は、特定事業に関する標識（別記様式第十七号）によるものとする。

- 2 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 許可を受けた年月日及び許可の番号
  - 二 埋立て等の目的
  - 三 特定事業を行う場所の所在地
  - 四 特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号
  - 五 特定事業の期間
  - 六 特定事業区域の面積
  - 七 土砂等の排出の場所及び搬入予定数量
  - 八 施工管理者の氏名
- (帳簿の記載)

**第十五条** 条例第十六条第一項の規定による帳簿の記載は、特定事業施工管理台帳（別記様式第十八号）により毎日行うものとする。

- 2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
  - 二 特定事業区域の位置及び面積
  - 三 土砂等埋立等区域の位置及び面積
  - 四 記録者の氏名
  - 五 土砂等の搬入時刻
  - 六 搬入車両の登録番号
  - 七 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称
  - 八 搬入車両の運転者の氏名
  - 九 搬入した土砂等の数量

## 十 土砂等の積込み場所

## 十一 施工作業の内容

3 条例第十六条第二項の規定による報告は、条例第八条第一項の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から三月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を一月とみなす。）に遅滞なく、特定事業施工状況報告書（別記様式第十九号）に当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。

（特定事業区域内土壤検査）

**第十六条 特定事業の許可を受けた者は、次の各号に掲げる日から起算して六月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して特定事業区域に搬入した土砂等の数量が五千立方メートル（土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われていない県内の土地から排出され、又は採取された土砂等であって土壤基準に適合するものと知事が認めたものについては、一万立方メートル）を超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第十七条第一項に規定する土壤検査（特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壤検査」という。）を行う義務を負うものとする。**

- 一 特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日
- 二 前回の検査基準日
- 2 特定事業の許可を受けた者は、特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは特定事業の期間が満了したとき、又は特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、特定事業区域内土壤検査を行う義務を負うものとする。
- 3 特定事業区域内土壤検査のための試料は、知事の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。
- 4 特定事業区域内土壤検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - 一 特定事業区域内土壤検査は、次の表の上欄に掲げる土砂等埋立等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五

四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

二 特定事業区域内土壤検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点四地点）の土壤について行うこと。

三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後、第一号の規定により等分された一つの区域ごとに混合し、それぞれ一つの試料とすること。

四 特定事業区域内土壤検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

#### (水質検査)

**第十七条** 条例第十七条第一項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「土壤検査（特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壤検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第二項及び第三項中「特定事業区域内土壤検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第三項の規定により採取した試料について、別表第三の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

#### (特定事業区域内土壤検査及び水質検査の報告)

**第十八条** 条例第十七条第一項の規定による報告は、特定事業区域内土壤検査等報告書（別記様式第二十号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

一 特定事業区域内土壤検査 当該特定事業区域内土壤検査に使用した土砂等を採取した地点の

位置図及び現場写真並びに第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書  
及び土壤検査証明書

二 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（別記様式第二十一号）

2 条例第十七条第一項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 第十六条第一項の規定により行う特定事業区域内土壤検査又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項の規定により行う水質検査 第十六条第一項各号に該当する日から一月を経過する日

二 第十六条第二項の規定により行う特定事業区域内土壤検査又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第二項の規定により行う水質検査 知事の定める日  
(書類の備置き等)

**第十九条** 条例第十八条第一項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一 第九条第四項に規定する特定事業軽微変更届出書の写し  
二 第十条第二項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し  
三 前条第一項に規定する特定事業区域内土壤検査等報告書及びその添付書類の写し  
(車両の表示)

**第二十条** 条例第十九条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨  
二 特定事業区域の所在地（特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該特定事業区域を代表する所在地）  
三 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称  
四 特定事業の許可番号  
五 特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称  
(身分証明書)

**第二十一条** 条例第二十四条第三項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第二十二号）によるものとする。

（市町村を指定する告示の記載事項）

**第二十二条** 条例第二十五条第二項の告示には、指定する市町村の名称を記載するものとする。

## 附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条から第八条までの規定、別表第二の規定及び別記様式第一号から別記様式第五号までの規定 平成二十五年九月一日

二 第二十二条の規定 公布の日

## 附 則（平成二十六年十月十七日規則第六十四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## 附 則（平成二十七年二月二十七日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成二十九年三月二十八日規則第十五号）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別記様式第二号裏面の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十一条第四項の土壤検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壤検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## 附 則（平成三十一年三月五日規則第四号）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十一条第四項の土壤検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壤検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## 附 則（令和元年五月十四日規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十一条第四項の土壤検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壤検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年六月二十八日規則第十一号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則**（令和三年二月二十四日規則第十六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別記様式第十一号の改正規定（「印」を削る部分を除く。）は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十一条第四項の土壤検査及び同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壤検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**附 則**（令和四年三月三十一日規則第三十一号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壤検査については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）第八条第一項に規定する特定事業区域（以下「特定事業区域」という。）又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた特定事業区域に係る条例第十七条第一項に規定する土壤検査については、改正後の別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第十一号の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**附 則**（令和五年三月三十一日規則第四十三号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

別表第一（第三条、第十条、第十六条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下	日本産業規格K○一〇二の五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K○一〇二の三十八に定める方法（日本産業規格K○一〇二の三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年環境庁告示第五十九号」という。）付表一に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「昭和四十九年環境庁告示第六十四号」という。）付表一に掲げる方法又は日本産業規格K○一〇二の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）
鉛	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	日本産業規格K○一〇二の五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下	日本産業規格K○一〇二の六十五・二（日本産業規格K○一〇二の六十五・二・二及び六十五・二・七を除く。）に定める方法
砒(ひ)素	検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及	検液中濃度に係るものにあっては日本産業規格K○一〇二の六十一に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方

	び別表第三備考第二号において同じ。) である場合にあっては、検液一リットルにつき○・○一ミリグラム以下、かつ、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満)	法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液一リットルにつき○・○二〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和四十七年総理府令第六十六号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環境庁告示第十号。以下「平成九年環境庁告示第十号」という。）付表に掲げる方法
一・二—ジクロロエタン	検液一リットルにつき○・○四ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法

一・一一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき○・一ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二一一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき○・〇四ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき○・〇六ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三一一ジクロロプロペン	検液一リットルにつき○・〇二ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき○・〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき○・〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき○・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K○一〇二の六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
ふつ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	日本産業規格K○一〇二の三十四・一（日本産業規格K○一〇二の三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K○一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K○一〇二の三十四・一・一c）（注（二）第三文及び日本産業規格K○一〇二の三十四の備考一を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本産業規格K○一〇二の四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
一・四—ジオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 別表第二（第八条関係）

- 一 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
- 二 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- 三 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配	
知事が専門知識を有する者の意見を聴いた場合	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
その他	十五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が二メートル以上の勾配
	五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配

- 四 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条から第十二条までの規定に適合すること。
- 五 土砂等による埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ五メートルごとに幅一メートル以上の段を設けること。
- 六 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固めその他の措置が講じられること。
- 七 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。
- 八 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

## 別表第三（第十七条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K○一〇二の五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法

全シアン	日本産業規格K○一〇二の三十八・一・二（日本産業規格K○一〇二の三十八の備考十一を除く。以下同じ。）及び三十八・二に定める方法、日本産業規格K○一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、日本産業規格K○一〇二の三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機燐	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は日本産業規格K○一〇二の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K○一〇二の五十四に定める方法
六価クロム	日本産業規格K○一〇二の六十五・二（日本産業規格K○一〇二の六十五・二・二及び六十五・二・七を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K○一〇二の六十一・二、六十一・三又は六十一・四に定める方法
総水銀	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
P C B	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	日本産業規格K○一〇二の五十二・二、五十二・三、五十二・四又は五十二・五に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・二一ジクロロエタン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法

一・一一ジクロロエチレン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・一二ジクロロエチレン	シス体にあっては日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一トリクロロエタン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二トリクロロエタン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三一二ジクロロプロパン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	日本産業規格K○一〇二の六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
ふつ素	日本産業規格K○一〇二の三十四・一（日本産業規格K○一〇二の三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリ

	ウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K○一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は日本産業規格K○一〇二の三十四・一・一c) (注 (二) 第三文及び日本産業規格K○一〇二の三十四の備考一を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	日本産業規格K○一〇二の四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
一・四一ジオキサン	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K○一〇二の十二・一に定める方法又は昭和四十九年環境庁告示第六十四号に定める方法

備考一 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

二 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。